

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

グローバル企業として企業価値を向上させ、当社の株主をはじめ従業員、取引先、地域社会等の全てに対して社会的責任を果たしていくため、コーポレートガバナンスの充実が必要不可欠であると認識しており、その基本は「迅速で効率的な事業運営」「内部統制体制の整備・改善」ならびに「透明性の確保」であると考えております。

また、コンプライアンス(法令遵守)の強化および定着化の推進ならびに決算情報および重要な経営情報等のタイムリーかつ適切な情報開示を行うとともに、ステークホルダーとの双方向コミュニケーションを行い、経営の透明性を高め、市場との信頼関係構築に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】議決権の電子行使のための環境整備、招集通知の英訳

当社は、議決権の電子行使プラットフォームを導入いたしております。

招集通知等の英訳については、当社の総株主数に占める海外投資家の比率は相対的に低いいため実施しておりませんが、今後は、株主構成の変化等、状況に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則2-4-1 中核人材の多様性】

当社は、人材の多様化と育成が中長期的な企業価値向上に繋がるものと考えております。

また、持続的な成長と企業価値の向上を実現させるためには、多様な視点や価値観を尊重することが重要と考え、性別、国籍、年齢、新卒・中途採用の別にかかわらずスキル・経験等を総合的に判断し、管理職への登用を行っております。

なお、中途採用社員・女性管理職等の状況は以下のとおりです。

中途採用社員の管理職登用

即戦力としての期待等から毎年一定数の採用を進めており、各年度における採用のうち中途社員採用比率は2021年度65%(30名)、2022年度66%(27名)、2023年度70%(35人)でした。2024年3月現在、管理職に占める中途採用社員の割合は36%であり、実践的な実務能力の発揮によって組織責任者等への登用が進んでおります。

女性・外国人の管理職登用

2024年3月現在、女性管理職は6名、外国人管理職は0名であり、女性および外国人の管理職登用は十分ではないと認識しております。今後、女性従業員が活躍できる領域の拡大を進め、活躍思考の人材発掘とキャリアアップ支援を行うことにより女性の管理職登用を進めてまいります。外国人の管理職登用は現在ありませんが、当社の中期経営計画における成長戦略である「海外展開」を推進するとともに外国人採用および管理職への登用を進めてまいります。

上記のとおり、現時点では女性、外国人の管理職登用は十分ではないと認識しております。今後、一人ひとりが持てる能力と個性を最大限発揮できる環境を整えることをめざします。

そのほか、当社では次世代育成支援法、女性活躍推進法に基づく行動計画として仕事と子育ての両立ができる支援、女性が活躍できる環境整備を掲げ推進し、すべての社員が継続して働きやすい職場となるよう環境を整えてまいります。また、定年を60歳から65歳に延長し、60歳以上の社員が安心して長く働くことができる環境を整えています。

【補充原則3-1-2 海外投資家等の比率等を踏まえた英語での情報開示・提供の推進】

当社は、ホームページにて英語版のIRサイトを設けており、英語での情報開示・提供に努めております。主に決算短信及び決算説明会資料の英文開示を行っており、株主総会招集通知、有価証券報告書等につきましては、今後の外国人株主保有比率を踏まえて、英語での開示を進めるよう検討してまいります。

【補充原則3-1-3 サステナビリティを巡る課題への取組み】

当社グループが「世界の環境課題を技術とアイデアで解決し、世界の人々の生活を支える」というパーパスを根幹としてESG経営を実現していくためには、グループ全体で長期的な視野を持ち、事業を通じた環境及び社会課題の解決と、社会の一員としての責任にある事業活動が両輪となった企業活動を行っていかねばいけないと考えています。

自社のサステナビリティへの取組みについては、統合報告書・中期経営計画・決算説明会資料・会社ホームページ等で紹介しておりますが、サステナビリティは、当社グループと社会全体が持続的かつ地球環境に配慮した形で成長するための重要な経営課題です。当社グループではそれらを重要課題(マテリアリティ)として特定し、パーパスのもと、人々が将来にわたり暮らし続けられる社会の実現とESG経営のさらなる推進に向け、企業活動に取り組んでいます。

また、当社グループは、より良い環境やインフラ創造の実現のため、各分野にわたり研究開発に取り組んでいます。具体的には、環境改善製品、エネルギー関連製品等を次期主力製品にするほか、産業廃棄物の減量化やリサイクル社会の構築に貢献できる関連製品を検討しております。今後は、これらの研究開発活動を支える知的財産への投資およびこれらを生み出す人的資本への投資について、当社の経営戦略、経営課題との整合性を意識しつつ、分かりやすく具体的な情報開示を検討してまいります。

【補充原則4 - 1 - 3 最高経営責任者等の後継者の計画】

当社は、将来を担う最高経営責任者等の後継者計画および経営陣幹部としての適性を備える人材育成は当社の持続的な成長を続けるための重要課題であると位置づけていることから当該内容については議論を深めるべき事項として認識しており、今後も検討してまいります。取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会は、取締役会より後継者の計画及び育成について十分な報告を受け、意見を交換し、具体的な候補者に関する評価を踏まえて後継者計画について、検討してまいります。

【補充原則5 - 2 - 1 事業ポートフォリオに関する基本方針】

当社グループにおける事業ポートフォリオに関する基本的な方針等は、今後策定を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社では、取引先との良好な関係の構築、事業の円滑な推進および当社の企業価値の向上を前提として、上場株式を政策保有目的で保有する場合がありますが、定期的に経済合理性や保有意義等を検討するとともに取引先企業の意向を調整し縮減する方針です。なお、経済合理性については、取引状況、株式の投資利回りや当社資本コストとの比較等により検討します。

また、保有株式の議決権行使にあたっては、当社企業価値の維持向上および良好な取引関係の維持発展の観点から議案内容を検討し適切に行使いたします。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社では、関連当事者取引を行う場合、その取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を生じさせないよう、取引条件や取引条件の決定方針を定め、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しております。

また、その取引については四半期毎に取締役会で審議し決議しております。

なお、該当する取締役を特別利害関係人として当該審議および決議の定足数から除外しております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、確定拠出型企業年金制度を採用しており、企業年金の積立金の運用はなく財政状況への影響はありません。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

当社は、実効的なコーポレートガバナンスを実現するため、以下の情報発信をいたします。

- 1 経営理念、経営戦略および中期経営計画は、当社ホームページ等にて開示いたします。
- 2 コーポレートガバナンス・コードを踏まえた基本的な考え方については、当社ホームページ等にて開示しております。
- 3 取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および業績連動型株式報酬により構成し、監査機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。また、取締役の報酬の額は、取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役の報酬総額の限度額をそれぞれ株主総会の決議により決定しております。なお、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は委員の過半数が社外取締役で構成される指名・報酬委員会の答申を踏まえ取締役会にて決定し、監査等委員である各取締役の報酬額は監査等委員会にて協議・決定しております。業績連動報酬および業績連動型株式報酬につきましては、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映しております。また、個人別の報酬等の内容の決定については、以下の通りであります。報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬：業績連動型株式報酬 = 5：4：1（KPIを100%達成の場合）。なお、比率に示す業績連動報酬は、役員賞与であります。

4 次期取締役の選任に係る方針は特に以下について考慮するとともに、人格等を総合的に判断し、指名を行っております。

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）候補
 - a 当社の経営理念に基づき、当社のみならず当社を取り巻く社会の発展に貢献することを期待できる者
 - b 管掌部門のみならずグループ全体の利益を考え、行動できる者
 - c 法令および企業倫理の遵守に徹する見識を有する者
 - (2) 監査等委員である取締役候補
 - a 当社の経営理念に基づき、法令および定款違反の未然防止の観点も含め、中立かつ客観的な視点で取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務執行を監査監督・意見表明することができる者
 - b 監査に対する知識の向上に努めることのできる者
 - (3) 独立社外取締役候補
 - a 東京証券取引所の定める独立性の要件に従い、経営、法務、財務および会計等に豊富な知識と経験を有している者
 - b 存在する課題の把握に努め、一般株主利益への配慮がなされるよう、経営陣に対して意見表明や指導を行うことのできる者経営陣幹部の解任については、職務執行における法令・定款違反行為、心身の故障、著しい能力不足、担当部門の業績に対する責任等を一定の基準として判断いたします。
- 5 経営陣幹部の選解任理由は株主総会招集通知にて開示いたします。

【補充原則4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

当社では、取締役会は、経営上の重要事項の意思決定および業務執行の監督機関として、経営の妥当性、効率性および公正性等について適宜検討し、法令および定款に定められた事項ならびに重要な業務に関する事項を決定することとしております。

常務会においては、取締役会で決議された事項を実行する為のより詳細な決定や予算の消化推進状況および予実差異分析報告等を行っております。また、経営状況、業務執行上の問題点および各部門間のけん制機能等について把握に努めております。なお出席者については、取締役（監査等委員である取締役を除く）のほか議題に応じて適宜出席が必要な者（執行役員その他関連所属長、子会社役員等）としております。

それら概要については、有価証券報告書にて開示しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法および東京証券取引所が定める独立性基準を当社の独立性判断基準としております。そして、この基準を充たしていること、実質的にも独立性があると判断されること、実績・経験・知見からして取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できること等を満たす人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。

【補充原則4 - 10 - 1 任意の指名・報酬委員会の活用】

当社は、任意の指名・報酬委員会を設置いたしております。指名・報酬委員会は取締役副社長1名、独立社外取締役4名で構成され、独立社外取締役が委員長を務めております。委員の半数以上が独立社外取締役であり、かつ、独立社外取締役が委員長を務めていることから、独立性が確保されていると考えております。指名・報酬委員会の権限・役割については、有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会の構成】

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)15名以内、監査等委員である取締役5名以内で構成することとしており、「原則3 - 1 情 報開示の充実」「原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質」の記載に沿った選任としております。なお、当社は、取締役会において経営戦略に照らして備えるべきスキル等を特定した上で、各取締役が持つ知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスを作成し、株主総会招集通知より開示しております。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査役の他の上場会社の兼任状況】

当社の全取締役は、個々の時間・労力が当社業務に専念できるよう、当社グループ以外の他の上場会社(他の上場会社グループ含む)の役員兼務を適切に配慮することとしております。

なお、兼務の状況については、株主総会招集通知および有価証券報告書等を通じ、開示を行っております。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会全体の分析・評価、結果の概要開示】

1. 評価目的

当社では、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるために、取締役会がどのように貢献しているかを検証し、課題を抽出し、改善を図る目的で、実効性評価を2023年より実施しております。

2. 評価の方法

全ての取締役を対象に無記名でアンケート方式による調査を実施しました。今回は、取締役会の構成と運営、経営戦略と事業戦略、企業倫理とリスク・危機管理、業績モニタリングと経営陣の評価、株主等との対話など、取締役会全体として 各ステークホルダーの期待する役割を果たし、実効的に機能していたかを客観的に評価するため、アンケートの設計及びその分析評価にあたり、外部コンサルタントを活用しました。

また、取締役会において、アンケートの分析結果に基づき当年度の取締役会の実効性と課題の所在等について審議を行いました。

3. 評価結果の概要

今回評価の結果、当社取締役会は、取締役会の構成と運営で、取締役会で議論のし易さや雰囲気について高い評価をされるなど、取締役会の実効性は概ね確保されていると認識されていることを確認いたしました。

一方で、取締役会の資料、重要議題の審議について等に関しては一定の課題認識が指摘されました。

当社取締役会は、これらの認識された課題に対し、改善に向けた取り組みを図り、取締役会の更なる実効性向上に取り組んでまいります。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社では、全取締役を対象とし、各自の役割および責任を果たすための必要な知識習得等に努めるよう、各種研修および調査等に係る費用を会社が支援し、各自のレベルアップをサポートしております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、経営企画部門がIRを担当し、総務部門が株主総会実務を担当しております。

会社説明の場としては、アナリスト・機関投資家に対しては、年数回の決算説明会を開催するとともに個別のミーティングを実施しております。

また、個人投資家に対しても、年数回の説明会を開催し、当社に対する理解向上を図るとともに、個別の意見や要望を汲み取ることとしております。なお、いずれも代表取締役社長が直接説明することを基本とし、情報開示担当役員が補佐することとしております。

IR結果については、随時情報開示担当役員を通して取締役会へ報告しております。

株主との対話に当たっては、株主間の平等を図るため、各種説明会やミーティング等を問わず、情報開示していない業績変動やその他株価に影響を与える重要な情報については一切提供しないこととしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社YOUプランニング	4,140,000	31.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	680,500	4.60
株式会社伊予銀行	600,000	4.50
株式会社愛媛銀行	600,000	4.50
大善 彰総	408,000	3.10
大善 磨世子	406,000	3.00
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	351,700	2.60
ダイキアクシス従業員持株会	304,800	2.30
三甲株式会社	134,800	1.00
大亀 裕	116,800	0.90

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 **更新**

大株主の状況は、2023年12月31日現在で記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 スタンダード
決算期	12月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 更新	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	14名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	7名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	6名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋 祥子	弁護士											
樋口 志朗	他の会社の出身者											
山下 崇文	他の会社の出身者											
奥田 早希子	その他											
三好 年久	他の会社の出身者											
目細 実	公認会計士											
宇佐美 孝	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋 祥子				同氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、2019年3月より当社監査等委員である社外取締役として、その経験、見識に基づいた監査を行っております。これらの経験と実績を引き続き当社の監査等に活かしていただくことを期待して監査等委員である社外取締役に選任しております。なお、一般株主との利益相反のおそれがないと判断したため独立役員として指定いたしました。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
樋口 志朗				同氏は、長年にわたり地方行政へ関わるとともに様々な業務経験を有しております。特に土木部や建設部といった工事関係の部署に所属しており、当社の業務にも精通した知識を有しております。これらの経験と実績を当社の活かしていただくことを期待して、社外取締役に選任しております。なお、一般株主との利益相反のおそれがないと判断したため独立役員として指定いたしました。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
山下 崇文			同氏が過去に取締役に就任し、現在は顧問を務める、株式会社T4Cとは、当社の情報システムの一部の保守を委託しておりますが、年額245万程度と僅少であります。また、その他同社と当社の間で人的関係またはその他の利害関係はありません	同氏は、複雑化するITソリューション専門会社の経営者としての豊富な知識や経験等を有し、業務執行に対する独立した立場から客観的かつ専門的知見に基づき企業価値の向上に資する助言や提言を積極的に行っていたと期待し、社外取締役に選任しております。なお、一般株主との利益相反のおそれがないと判断したため独立役員として指定いたしました。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

奥田 早希子			同氏が代表理事を務める一般社団法人Water - nとは、同財団が発行する学生向け水のCSR冊子に当社は協賛広告を行っています。また、年額53万円程度と僅少であります。また、その他同財団と当社の間で人的関係又はその他の利害関係はありません。	同氏は、水をはじめとする環境分野に造詣が深いジャーナリストとしての知識・経験および発信力を有し、業務執行に対する独立した立場から客観的かつ専門的知見に基づき企業価値の向上に資する助言や提言を積極的に行っていたと期待し、社外取締役を選任しております。なお、一般株主との利益相反のおそれがないと判断したため独立役員として指定いたしました。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
三好 年久			同氏は、当社の主要な取引銀行である株式会社伊予銀行の支店長に過去、就任しておりました。当社は同行との間に預金、借入等の取引関係がありますが、同行以外にも複数の金融機関と取引があり、同行が当社の意思決定に対して影響を与えるおそれはありません。また、同行は当社株式を600,000株所有しておりますが、金商法上の主要株主に該当いたしませんので、当社に対する支配的な関係はございません。	同氏は、長年にわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する高い知見を有しております。これらの経験と実績を元に中立的かつ客観的な視点から当社のコンプライアンス強化に寄与していただくことを期待し、常勤の監査等委員である社外取締役に選任しております。
目細 実				同氏は、公認会計士としての専門的な知識・経験を活かして、業務執行に対する独立した立場から客観的かつ専門的知見に基づき企業価値の向上に資する助言や提言を積極的に行っていたと期待し、社外取締役として選任いたしました。なお、一般株主との利益相反のおそれがないと判断したため独立役員として指定いたしました。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
宇佐美 孝				同氏は、長年にわたる銀行業務及び海外での勤務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。また、ベンチャーキャピタルでのベンチャー企業投資や企業価値向上活動などの幅広い経験や知見を備え、企業倫理とコーポレート・ガバナンスに対する卓越した見識を活かし、独立して客観的な観点から当社の経営に対して助言と提言が期待し、監査等委員である社外取締役に選任いたしました。なお、一般株主との利益相反のおそれがないと判断したため独立役員として指定いたしました。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は、経営管理本部所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、その補助すべき期間中は、その使用人への指揮権は監査等委員会に委譲され、人事異動等に関しても、監査等委員会の同意を得た上で決定することとし、取締役(監査等委員である取締役を除く)からの指揮命令を受けない形で独立性を確保する。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査、監査等委員会監査及び会計監査は、相互に連携しており、監査の状況及び監査計画について、随時情報・意見交換を行っております。監査において改善事項があった場合は、内部監査及び監査等委員会監査はそれぞれ改善事項の確認など、フォロー監査を実施しております。また、内部統制部門は、監査等委員会及び会計監査人に対して内部統制システムの整備状況及びその他の重要事項などについて随時報告を行うとともに情報及び意見交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役

補足説明

指名・報酬委員会は、取締役である委員5名以内で構成し、その過半数は独立社外取締役から選定いたしております。また、指名・報酬委員会の委員長は、独立社外取締役である委員の中から選定いたしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 6名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

個人別の報酬額は、各連結会計年度の連結税金等調整前当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年3月に現金にて支給

なお、特別損益についても取締役の責任の範囲を明確にするため、連結税金等調整前当期純利益を採用いたしております。取締役の報酬・賞与については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、委員の過半数が社外取締役で構成される指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会における審議ならびに決議にもとづき、決定することとしております。また、長期インセンティブとして、業績連動型の株式報酬制度を採用しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 **更新**

2023年12月期における取締役(監査等委員を除く)に対する報酬の総額は323,000千円(うち社外取締役 15,000千円)、監査等委員である取締役に対する報酬の総額は17,000千円(うち社外取締役 17,000千円)であります。
なお、法令に従い、一部の取締役については有価証券報告書において個別開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の個人別の報酬額については、委員の過半数が社外取締役で構成される指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会における審議ならびに決議にもとづき、決定するものとしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。監査等委員は当該権限が適切に行使されるよう代表取締役社長に説明を求めることができます。なお、株式報酬は、役員株式給付規程に基づき当社取締役(連結税金等調整前当期純利益の達成度合いに応じてポイントを付与し、付与されたポイントに応じた当社株式を給付する仕組み)としております。

【社外取締役のサポート体制】

当社は、社外取締役の専従スタッフは置いておりませんが、経営管理本部を窓口として職務遂行をサポートしております。監査等委員以外の社外取締役に対しては、必要な会社情報の入手手続及び取締役会議案の説明などを実施しております。監査等委員である社外取締役に対しては、取締役会の招集時に議案及び参考資料等を適宜提供しており、議案によっては補足説明を実施しております。また、監査等委員会の事務局として、参考資料の準備等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会)

会社の意思決定機関であります取締役会は、全取締役を14名とし、取締役(監査等委員である取締役を除く)11名(内、社外取締役4名(内、独立取締役4名))、監査等委員である取締役3名(内、社外取締役3名(内、独立取締役2名))としております。

また、毎月1回開催する定例取締役会に加え、重要な議案が生じた時に必要に応じて臨時取締役会を機動的に開催できる体制を整えております。会社の経営上の重要事項の意思決定及び業務執行の監督機関として、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な業務に関する事項を決議しております。

なお、経営の責任を明確にするため取締役(監査等委員である取締役)の任期を1年、監査等委員である取締役の任期を2年とし、緊張感のある経営と監査・監督体制を強化した体制としております。

(監査等委員会)

当社は、監査等委員会設置会社として、監査等委員の取締役3名の内、2名を独立取締役としております。監査等委員は、取締役会などの重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき監査を実施し、代表取締役の業務執行と取締役の経営行動を監査・監督しております。監査等委員は、取締役会の出席のみならず、関連部署との連携などにより、経営に対する監査機能の強化を図っております。

(常務会)

重要な会議体として常務会を設置しており、取締役会で決議された事項を実行するためのより詳細な決定や、予算の消化進捗状況及び予算差異

の分析報告等を行っております。また、経営状況、業務遂行上の問題点そして各部門間の牽制機能等について把握に努めております。当会は毎月開催され、取締役(監査等委員である取締役)のほか、議題に応じ監査等委員である取締役および執行役員など適宜出席が必要な者が参加することで、より迅速で効率的な事業運営の実現とグループ全体のコーポレート・ガバナンス体制の充実を目指しております。

(総合リスク対策委員会)

リスク及び法令違反については、第一次的には各部門において対応いたしますが、各部門において対応が困難である場合又は全社的に考えるべきリスク及び法令違反については、代表取締役社長に報告され、代表取締役社長の判断により総合リスク対策委員会に報告され、審議されます。

総合リスク対策委員会は、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図り、コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図るため、取締役会の直属機関として設置しております。総合リスク対策委員会では代表取締役社長が委員長であり、取締役、その他委員長に指名された者が委員となっています。

また、監査等委員である取締役、内部監査室長及びその他委員長に指名された者をオブザーバーとしています。原則年4回、更に必要に応じて随時開催され、リスク管理に関する方針、施策及び制度に関する事項や、コンプライアンス違反等に関する相談・通報・調査結果、事故・クレームの発生状況、その他リスク管理に関する当社の現況・問題点及び新たなリスク要因の検討について審議し、関係部署への指示等によりリスク管理を行っております。なお、それらの指示が適切に運用されているかについては、監査等委員会がモニタリングを行い、その結果を取締役に報告することとしております。

(指名・報酬委員会)

指名・報酬委員会は、社外取締役4名及び常勤取締役1名で構成されている任意の委員会であり、委員長に社外取締役を選任しております。取締役(監査等員である取締役を除く。)の指名・報酬等に関する手続の公平性・透明性・客観性を強化し、当社コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会がその諮問機関として設置しており、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の選解任、構成、報酬等に関して、取締役会からの諮問をうけ、協議を行い、取締役会に答申いたします。

(会計監査人)

会計監査人には、有限責任監査法人トーマツを選任しており、会社法及び金融商品取引法の規定に基づく監査のほか、会計上の課題について随時協議を行い、会計処理の透明性と正確性の向上に努めています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会における議決権を有する監査等委員を取締役会の構成員とし、取締役の職務執行における監査・監督機能を強化することを通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的とし、2019年3月26日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

また、取締役の指名並びに報酬の決定に関わる透明性および客観性を確保するため、2022年8月に任意の指名・報酬委員会を設置いたしました。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2024年3月に発送した第19回定時株主総会招集通知は、法定期日前となる3月13日に発送しております。 また、招集通知の発送に先立って、2023年3月5日に東京証券取引所上場会社情報サービスのウェブサイトおよび当社ウェブサイトにおいて、招集通知を掲載いたしております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を考慮し、日程調整に努めます。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット(パソコン又はスマートフォン)による議決権の行使を行っております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社の情報開示方針である「ディスクロージャーポリシー」を作成しており、ホームページにて開示しております。	

個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に決算説明会を開催し、代表取締役及び担当役員が出席の上、決算内容、次期見通し及び今後の事業方針等について説明を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に決算説明会を開催し、代表取締役及び担当役員が出席の上、決算内容、次期見通し及び今後の事業方針等について説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資家情報ページを設け、決算短信/決算説明会資料/株主総会招集通知・決議通知を掲載する他、適時開示資料やニュースリリースを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、経営理念に則った「ダイキアクシス企業行動規範」を制定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ダイキアクシス企業行動規範」のなかで、「4.株主、従業員はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示します。」と規定しております。具体的には、当社ホームページや決算説明会等を通じて、ステークホルダーに対する情報提供を適時行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

「ダイキアクシスは、環境を守る。未来を変える。を使命とし、環境創造開発型企業として発展を続けることで、社員の生活向上及び社会の発展に貢献する」を経営理念とし、ステークホルダーに対する社会的責任を果たすべく、取締役会にて以下の内部統制基本方針を決議いたしております。

(1) 当社の取締役・使用人に相当する職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制にかかる規程とともに、役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範を定める。また、コンプライアンス全体を統括する組織として、「総合リスク対策委員会」を設置する。

コンプライアンスの推進については、コンプライアンス推進室で統括することとし、同室を中心に役職員教育を行う。これらの活動は定期的に取締役会および監査等委員会に報告されるものとする。

また、コンプライアンス等に関する情報について、通常の報告ルートとは異なる内部通報制度を整備するとともに、公益通報者保護法の趣旨に沿って制定された規程により、その運用を行うこととする。

監査等委員会は当社の法令遵守体制および内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求められるものとする。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程にしたがい、取締役の職務執行に係る情報については保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとする。取締役および監査等委員である取締役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社および子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、各事業部門がリスクについての管理責任者を決定し、同規程にしたがったリスク管理体制を構築する。

当社および子会社は、リスク管理全体を統括する組織として「総合リスク対策委員会」を設置し、不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長を委員長として「総合リスク対策委員会」を開催し、統括して危機管理にあたることとする。

(4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程、職務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

業務運営については、年度予算、中期経営計画の策定を行い、全社的な目標を設定する。各事業部門は、その目標達成のため、具体策を決定、実行する。

取締役会の任意の委員会として、5名以内の取締役からなる委員で構成し、その過半数は独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公平性・透明性及び客観性を高める。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、総合リスク対策委員会がグループ会社全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とする。なお、経営管理については、経営基本方針を定め関係会社管理規程にしたがい、財務部が子会社の状況に応じて必要な管理を行い、子会社より定期的および随時に報告を受ける。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は経営管理本部所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、その補助すべき期間中は、その使用人への指揮権は監査等委員会に委譲され、人事異動等に関しても、監査等委員会の同意を得た上で決定することとし、取締役(監査等委員である取締役を除く)からの指揮命令を受けない形で独立性を確保する。

(7) 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役、使用人等から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役等は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社および子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報の通報状況およびその内容をすみやかに報告する。前記に関わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役および使用人ならびに子会社の取締役等に対して報告を求めることができることとする。監査等委員会に報告を行なったことを理由として当該報告者が不利な取扱いを受けないよう、社内規程を制定し当該報告者を保護する。また、報告を行なったことを理由として、当該報告者が不利な取扱いを受けていることが判明した場合には、社内規程により、不利な取扱いを除去するため速やかに適切な措置をとる。

(8) 監査等委員会の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会の職務の執行に必要と認められる費用の支出にあたっては、当社が負担し、その費用については、速やかに支払うものとする。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会と代表取締役及び監査等委員以外の常勤役員との間の定期的な意見交換会を設定する。会計監査人とも緊密な連携を保ち実効性を確保する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性確保のため、内部統制室を設置し、代表取締役社長を長として、財務報告の適正性を確保するため、全社的な統制活動および各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

(11) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方およびその整備状況

反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方

a 当社の行動規範、社内規程等に明文の根拠を設け、代表取締役社長以下役職員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。

b 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。

反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

a 反社会的勢力の排除を推進するために総務部を所管部署とし、また、各支店に不当要求対応の責任者を設置する。

b 「反社会的勢力排除規程」等の関係規程を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。

c 「反社会的勢力対応マニュアル」において「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全役職員の行動指針とする。

d 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。

e 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。

f 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密な連携関係を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況については、「上記1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 (11)」に定めるとおりであります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

当社では、適時適切な情報開示はコーポレート・ガバナンスの重要な要素のひとつと認識し、必要に応じて迅速な情報開示に努めております。また、情報開示は株主への重大な責務であると考え、決算情報はもとより業績に多大な影響を与える恐れのある事項については、迅速な開示を行っております。

情報開示は、金融商品取引法等の関係法令及び有価証券上場規程に定める適時開示の規定に従い、社内における手続きを経て「透明性」「公平性」「継続性」「適時性」を基本として迅速に行っております。

また、法令等の要件に該当しない場合であっても、株主、投資家の業績の予測等の判断に有用であると判断した場合においては、当社の判断で情報開示を行っております。

なお、これらの開示した情報は、速やかに当社ウェブサイトに掲載いたします。

